

○津島市遺児手当支給条例施行規則

昭和49年4月1日規則第5号

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和61年3月31日規則第7号

平成8年8月21日規則第22号

平成10年9月30日規則第23号

平成11年3月31日規則第13号

平成14年8月12日規則第33号

平成15年7月31日規則第23号

平成17年3月28日規則第7号

平成17年12月26日規則第46号

平成18年9月27日規則第57号

平成19年3月23日規則第11号

平成24年7月6日規則第37号

平成24年10月1日規則第41号

平成26年1月24日規則第2号

平成28年2月2日規則第2号

平成28年3月31日規則第24号

津島市遺児手当支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、津島市遺児手当支給条例（昭和49年津島市条例第9号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、遺児手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条に定める障害の程度)

第1条の2 条例第2条第1項第2号の規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

(認定の申請)

第2条 条例第5条第2項の規定による認定の申請は、津島市遺児手当認定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 手当の受給資格の認定を受けようとする者及び遺児の戸籍謄本並びにそれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校（義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部に在学するときは、在学証明書
- (3) 父又は母が遺児と同居しないで、これを監護しているときは、その事実を証明する書類
- (4) 養育者が遺児を養育しているときは、その事実を証明する書類
- (5) 遺児が条例第2条第1項各号に該当することを証明する書類等
- (6) 受給資格者に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下同じ。）があるときは、それを明らかにする書類
(認定及び却下の通知)

第3条 市長は、条例第5条の規定により認定の申請があった場合において、受給資格の認定をしたときは、津島市遺児手当支給認定通知書（様式第2の1）により、受給資格がないと認めるときは、津島市遺児手当支給却下通知書（様式第2の2）により当該申請者に通知する。

(手当の額の改定申請及び届出)

第4条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、条例第7条第1項の規定による手当の額の改定の申請をするとき及び同条第2項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、津島市遺児手当額改定申請・届出書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(手当の額の改定又は却下の通知)

第5条 市長は、前条の規定により手当の額を改定したときは、津島市遺児手当額改定通知書（様式第4の1）により、却下と認めるときは、津島市遺児手当額改定請求却下通知書（様式第4の2）により受給者に通知する。

(支給の停止)

第5条の2 条例第7条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に定める扶養親族等（当該父若しくは母又は養育者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下この条において同じ。）及び児童（当該父若しくは母又は養育者の扶養親族等でない児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童で当該父若しくは母又は養育者が前年の12月31日において生計を維持したものに限る。以下この項において同じ。）の有無の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等及び児童がないとき	1,920,000円
扶養親族等又は児童があるとき	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)

2 条例第7条の2第1項第2号の規則で定める額は、扶養親族等がないときは、236万円とし、扶養親族等があるときは、次の表の左欄に定める扶養親族等の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

3 条例第7条の2第1項第3号の規則で定める額は、扶養親族等がないときは、236万円とし、扶養親族等があるときは、前項の表の左欄に定める扶養親族等の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(住所、氏名等の変更の届出)

第6条 受給者は、住所、氏名又は手当の支払を受ける金融機関(以下「支払金融機関」という。)を変更したときは、速やかに津島市遺児手当変更届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(所得状況の届出)

第7条 受給者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、前年の所得について、津島市遺児手当所得状況届(様式第6)を市長に提出しなければならない。ただし、愛知県遺児手当支給規則(昭

和45年愛知県規則第30号) に定める遺児手当の支給を受けているときは、この限りでない。

(支給の停止に関する届出)

第7条の2 受給者は、条例第7条の2の規定により手当の支給を受けないこととなる事由が生じ、又は消滅したときは、速やかに、津島市遺児手当支給停止関係届(様式第6の2)を市長に提出しなければならない。

(在学証明書の提出)

第8条 受給者は、手当の支給が行われている遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校(義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部に在学するに至ったときは、速やかに在学証明書を市長に提出しなければならない。

(手当の差止め等)

第9条 市長は、受給者が第7条の規定による届出をしないときは、8月以後の手当の支払を一時差し止めることができる。

2 市長は、受給者が正当な理由がなく、第7条の規定による届出を2年間しないときは、条例第5条第1項の認定を取り消すことができる。

(受給資格喪失の届出)

第10条 受給者は、手当の受給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに津島市遺児手当受給資格喪失届(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第11条 市長は、受給者が条例第3条に定める支給要件が消滅したときは、津島市遺児手当受給資格喪失通知書(様式第8)をその者に通知する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか手当の支給に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(津島市児童手当支給条例施行規則の廃止)

2 津島市児童手当支給条例施行規則(昭和46年規則第12号)は、廃止する。

附 則(昭和61年3月31日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の津島市遺児手当支給条例施行規則第7条の規定は、昭和61年8月1日以降に支給すべき受給者について適用する。

附 則（平成8年8月21日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年8月1日から適用する。

附 則（平成10年9月30日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月12日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成15年7月31日規則第23号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第7号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な措置を講じて使用することができる。

附 則（平成17年12月26日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙は、改正後の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な措置を講じて使用することができる。

附 則（平成18年9月27日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙は、改正後の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な措置を講じて使用することができる。

附 則（平成19年3月23日規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第37号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年10月1日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年1月24日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定に基づき作成されている通知書等の用紙は、改正後の津島市遺児手当支給条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な措置を講じて使用することができる。

附 則（平成28年2月2日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の津島市遺児手当支給条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の津島市遺児手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第1条の2関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢（し）の機能に著しい障害を有するもの

- 4 両上肢（し）のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢（し）のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢（し）の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両上肢（し）を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、市長が定めるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯（きょう）正視力によって測定する。

様式第1 (第2条関係)

(表)

※受 付		※認定番号						
津島市遺児手当認定申請書								
年 月 日								
(宛先) 津島市長								
次のとおり、遺児手当の受給資格の認定を申請します。								
申請者	住 所	〒 電話番号						
	ふり がな 氏 名	印	個人番号 生年月日 年 月 日					
遺 児	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号					
			申請者との続柄 在学学校名及び学年					
支払 金融機 関	金融機関及び 店舗の名称							
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号					
支給要件	死亡・障害・離婚・行方不明・遺棄・保護命令・拘禁・未婚・その他()							
所得状況 (年分所得)	区分	氏名	続柄	扶養親族等の数	所 得 額	控除の種類・額	控除後の所得額	
		個人番号				障・特障・勤・寡・特 寡・医・社		
	申請者	本人	扶養親族等 人 (うち老人 人) (うち特扶等 人)	円	円	所得限度額	円	
						円	円	
	配偶者		扶養親族等 人 (うち老人 人)	円	円	所得限度額	円	
						円	円	
扶 養 義務者		扶養親族等 人 (うち老人 人)	円	円	所得限度額	円		
					円	円		
※ 認定 ・ 却下	支給開始年月		児 童 数	手 当 月 額	毎 期 支 給 額			
	年 月		人	円	円			
	支給停止期間		年 月 から 年 月 まで					
	支給停止理由							
	却下理由							

(裏)

- 注 1 氏名を自署する場合にあっては、申請者の押印を省略することができます。
- 2 申請者の所得状況については、申請者が父又は母である場合は、寡夫（婦）控除及び特別寡夫（婦）控除の額を控除しないでください。
- 3 扶養義務者の所得状況については、申請者の扶養義務者で申請者と生計を同じくしている者（申請者が養育者である場合は、その生計を維持している者）があるときに、その前年の控除後の所得額が最も高額になる者について記入してください。
- 4 ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様		第 年	月	号 日
津島市遺児手当支給認定通知書				
津島市長			印	
年 月 日付で申請のあった遺児手当の認定については、次のとおり認定します。				
受 給 者	住 所			
	氏 名			
	認 定 番 号			
遺 児	氏 名	生 年 月 日	続柄	在学学校名及び学年
支 払 金 融 機 関				
支給開始年月		手 当 月 額	円	

教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。

2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

様式第2の2（第3条関係）

様	第 年 月 日 号			
<p>津島市遺児手当支給却下通知書</p> <p style="text-align: right;">津島市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった遺児手当の支給については、次のとおり却下します。</p>				
申請者	氏 名			
	住 所			
遺児	氏 名	生 年 月 日	続柄	在学学校名及び学年
却下する理由				

教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。

2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

様式第3（第4条関係）

※受付		※認定番号	
<p>津島市遺児手当額改定申請・届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 津島市長</p> <p>次のとおり、遺児手当の額の改定について 申請します。 届け出ます。</p>			
住 所	津島市		
氏 名	印	認定番号	
遺 児 人 数	改定前	人	改定後 人
改定年月日	年 月 日		
新たに遺児となった者又は遺児でなくなった者			
氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号	申請者との続柄 在学学校名及び学年
遺児の数に増減が生じた理由			
※ 改定 ・ 却下	改定開始年月	児 童 数	手 当 月 額
	年 月	人	円
	却 下 理 由		
	支給停止期間	年 月 から	年 月 まで

注 1 氏名を自署する場合にあっては、申請者又は届出者の押印を省略することができます。

2 ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4の1（第5条関係）

第 年 月 日 号			
様 津島市遺児手当額改定通知書 津島市長 印 年 月 日付で届出のあった遺児人数の変動により手当額を次のとおり改定します。			
認 定 番 号			
改定前	対 象 遺 児 数		改定後
	支 給 月 額		
改 定 年 月			
改 定 理 由			

- 教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

第 年 月 日 号	
様	
津島市遺児手当額改定請求却下通知書	
津島市長 印	
年 月 日付けで遺児手当額の改定請求がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。	
受給資格者氏名	認定番号
受給資格者住所	
却下理由	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。
- 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

様式第5（第6条関係）

※受 付				※番 号				
津島市遺児手当変更届								
年 月 日								
(宛先) 津島市長								
氏 名 印								
住 所								
次のとおり氏 名を変更したので届け出ます。								
支払金融機関								
認定番号								
児童の氏名					扶養義務者の氏名			
個人番号					個人番号			
変 更 事 項	住 所	旧						
		新						
	氏 名	旧						
		新						
	支 払 金 融 機 関	旧	金融機関及び	銀行・信用金庫			本店	
			店舗の名称	農業協同組合			支店	
		預金種別		普通・当座	口座番号			
		新	金融機関及び	銀行・信用金庫			本店	
店舗の名称	農業協同組合			支店				
預金種別		普通・当座	口座番号					
変更年月日		年 月 日						

注 1 氏名を自署する場合にあっては、届出者の押印を省略することができます。

2 ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6 (第7条関係)

※ 受 付	年 月 日	※ 番 号	
津 島 市 遺 児 手 当 所 得 状 況 届 平成 年 月 日 (宛先) 津島市長 様 氏名 (電話番号) (印) 平成 年分の所得状況は、次のとおりです。			
認 定 番 号			
あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について			
①	平成 年分所得	②受給資格者	所得申告
氏 名 (漢 字)		所得申告有の場合'1' _____	
		③配偶者	所得申告
		④扶養義務者	所得申告
⑤控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(受給資格者については、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数) <内特定扶養親族の数>)		合 計 数	人
		(老)	人
		(特 扶)	人
⑥ ⑤以外で前年の12月31日において受給資格者によって生計を維持していた児童		児 童 数	人
所 得 額	⑦総 所 得 額		円
	⑧ 養 育 費	父又は母	円
		児童	円
			円
控 除	⑨ 障 害 者 控 除 額 (人)は控除対象配偶者及び扶養親族の数		円
	(該当:○)		円
	⑩寡夫(婦)等控除額		円
	⑪配偶者特別控除額		円
	⑫社会保険料控除 生命保険料控除等相当額		円
	⑬ そ の 他 控 除 額		円
	⑭ 控 除 後 の 所 得 額		円
所 得 制 限 限 度 額		円	
受給資格者住 所			
受給資格者 氏 名			生年月日
支 払 金 融 機 関			
口座番号			遺児数
遺児の氏名			
生年月日			
※ 届 出 状 況			
1 児童扶養手当同時届出 児扶証書番号 ()			
2 県遺児手当単独届出 県遺児手当番号 ()			

- 備考 1 届出者の押印は、氏名を自署する場合にあつては省略することができる。
- 2 受給資格者の欄は受給資格者が父又は母である場合は、寡夫(婦)控除及び特別寡夫(婦)控除の額は控除しないものとする。
- 3 扶養義務者の欄は、受給資格者の扶養義務者で受給資格者と生計を同じくしている者(受給資格者が養育者である場合は、その生計を維持している者)があるときに、その前年の控除後の所得額が最も高額になる者について記入すること。
- 4 ※欄は、市で記載すること。

様式第6の2 (第7条の2関係)

※受 付				※認定番号				
津島市遺児手当支給停止関係届								
年 月 日								
(宛先) 津島市長								
次のとおり遺児手当の支給の停止事由が 発生 したので届け出ます。 消滅								
受給者	住 所							
	ふり 氏	がな 名	印	個人番号				
				生年月日		年 月 日		
発 生 事 由				消 滅 事 由				
ア 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 イ 所得更正 ウ その他()				ア 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 イ 所得更正 ウ その他()				
事由発生日				事由消滅日				
所得状況 (年分所得)	区 分	氏 名 個 人 番 号	続柄	扶養親族等の数	所 得 額	控除の種類・額	控除後の所得額	
	受給者	/	本人	扶養親族等 人 (うち老人 人) (うち特扶 人)	円	障・特障・勤・ 寡・特寡・医・社 円	円	
						所得限度額	円	
	配偶者	/		扶養親族等 人 (うち老人 人) (うち特扶 人)	円	障・特障・勤・ 寡・特寡・医・社 円	円	
						所得限度額	円	
	扶 養 義 務 者	/		扶養親族等 人 (うち老人 人) (うち特扶 人)	円	障・特障・勤・ 寡・特寡・医・社 円	円	
						所得限度額	円	
	※処理欄		支給開始年月		児 童 数	手 当 月 額		毎 期 支 給 額
			年 月		人	円		円
支給停止年月			児 童 数	手 当 月 額				
年 月			人	円				

- 注
- 1 氏名を自署する場合にあっては、届出者の押印を省略することができます。
 - 2 受給者の所得状況については、受給者が父又は母である場合は、寡夫（婦）控除及び特別寡夫（婦）控除の額を控除しないでください。
 - 3 扶養義務者の所得状況については、受給者の扶養義務者で受給者と生計を同じくしている者（受給者が養育者である場合は、その生計を維持している者）があるときに、その前年の控除後の所得額が最も高額になる者について記入してください。
 - 4 ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7（第10条関係）

※受付					
津島市遺児手当受給資格喪失届					
年 月 日					
(宛先) 津島市長					
次のとおり、遺児手当を受給する資格を喪失したので届け出ます。					
認定番号					
住所					
氏名	印				
資格喪失年月日					
資格喪失の理由					
未支払手当受取人等	受取人氏名				
	資格喪失者との続柄				
	支払金融機関	金融機関及び店舗の名称			
		預金種別	普通・当座	口座番号	

- 注 1 氏名を自署する場合にあっては、届出者の押印を省略することができます。
- 2 未支払手当受取人等の欄は、資格喪失の理由が「受給者死亡」である場合に限り、記入してください。
- 3 ※の欄は、記入しないでください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8（第11条関係）

第 年 月 日 号	
様	
津島市遺児手当受給資格喪失通知書	
津島市長 印	
次のとおり、遺児手当を受給する資格が喪失したので通知します。	
認定番号	
資格喪失年月日	
資格喪失の理由	

- 教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。